

平成 23 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

23. 2. 15

内 容					
議案番号	第1号議案				
議案名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
摘要	<p>公益的法人等へ派遣する職員に対し、給料のほか、退職手当を除く 23. 4. 1～すべての手当を市が直接支給するもの</p> <p>派遣職員に支給する給与</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当</td> <td>給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当等</td> </tr> </tbody> </table>	現行	改正案	給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当等
	現行	改正案			
給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当等				
議案番号	第2号議案				
議案名	安城市職員互助会に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
摘要	<p>職員互助会の事業の見直し等に伴い、会員の掛金及び市の負担金の額を改めるもの 23. 4. 1～</p> <p>1 会員の掛金の額の変更 給料月額1,000分の5 → 給料月額1,000分の3</p> <p>2 市の負担金の額は、会員の掛金の額と同額となっているため実質引き下げとなる。</p>				

内 容																	
議案番号	第3号議案																
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬 23. 4. 1～月額を改定するもの</p> <p>議員報酬月額引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新</th> <th>旧</th> <th>引下額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>555,000円</td> <td>558,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>514,000円</td> <td>517,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>463,000円</td> <td>465,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	新	旧	引下額	議長	555,000円	558,000円	3,000円	副議長	514,000円	517,000円	3,000円	議員	463,000円	465,000円	2,000円
	区分	新	旧	引下額													
議長	555,000円	558,000円	3,000円														
副議長	514,000円	517,000円	3,000円														
議員	463,000円	465,000円	2,000円														
議案番号	第4号議案																
議案名	安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>特別職の職員で非常勤のもの報酬の支給方法を実情に即したものとすることを 公布の日～</p> <p>報酬の額が日額で定められている者の支給方法に係る規定の改正 第3条第1項第3号中「毎月末日に」→「その都度」</p>																
議案番号	第5号議案																
議案名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について																
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の職員で常勤のもの給料月額を改定するとともに、一定の要件に該当する場合に、通勤手当又は住居手当を支給するもの 23. 4. 1～</p> <p>1 給料月額引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新</th> <th>旧</th> <th>引下額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,024,000円</td> <td>1,029,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>838,000円</td> <td>842,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通勤手当及び住居手当の新設</p>	区分	新	旧	引下額	市長	1,024,000円	1,029,000円	5,000円	副市長	838,000円	842,000円	4,000円				
	区分	新	旧	引下額													
市長	1,024,000円	1,029,000円	5,000円														
副市長	838,000円	842,000円	4,000円														

内 容									
議 案 番 号	第 6 号議案								
議 案 名	安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
摘 要	<p>安城市特別職報酬等審議会の答申に準じ教育長の給料月額を改定するとともに、一定の要件に該当する場合に、通勤手当又は住居手当を支給するもの 23. 4. 1～</p> <p>1 給料月額の引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新</th> <th>旧</th> <th>引下額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>737,000 円</td> <td>741,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通勤手当及び住居手当の新設</p>	区分	新	旧	引下額	教育長	737,000 円	741,000 円	4,000 円
	区分	新	旧	引下額					
教育長	737,000 円	741,000 円	4,000 円						
議 案 番 号	第 7 号議案								
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
摘 要	<p>給与から控除できるものの変更及び病気休暇に伴う給与の減額の対象となる期間の変更をするもの 公布の日～</p> <p>1 給与から控除できるもの（給与天引きの対象）の変更</p> <p>(1) 追加するもの</p> <p>ア 愛知県都市職員共済組合その他市長が適当と認める団体を取り扱う生命保険、個人年金保険その他の共済事業に係る保険料又は掛金</p> <p>イ 職員駐車場の利用料</p> <p>(2) 除外するもの</p> <p>給与の端数貯金</p> <p>2 病気休暇に伴う給与の減額の対象となる期間等の変更</p> <p>病気休暇の開始の日から起算して3月（結核性疾患の場合は、2年）を超えて引き続き勤務しない期間 → 病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しない期間</p>								

内 容										
議 案 番 号	第 8 号議案									
議 案 名	安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について									
摘 要	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期を定めた職員の採用制度を導入するもの 24. 4. 1～</p> <p>1 任期付職員の採用の要件・対象</p> <p>(1) 任期付常勤職員</p> <p>ア 専門的な知識経験が必要とされる業務（任期 5 年以内）</p> <p>イ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務（任期 3 年以内）</p> <p>(2) 任期付短時間勤務職員（任期 3 年以内）</p> <p>ア (1) イに同じ</p> <p>イ 住民に直接提供するサービスの提供体制の充実</p> <p>ウ 育児部分休業又は介護休暇を取得する職員の業務の代替</p> <p>2 任期の特例</p> <p>1 (1) イの業務に従事する任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任期を 5 年以内とすることができる場合は、業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延長された場合その他やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>3 給与条例の適用の特例</p> <p>任期付短時間勤務職員の給与については、他の短時間勤務職員と同様の取扱いとする。</p> <p>4 関係条例の所要の改正</p> <p>(1) 安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(2) 安城市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(3) 安城市職員退職手当支給条例</p> <p>(4) 安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p>									
	議 案 番 号	第 9 号議案								
議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について									
摘 要	<p>厳しい財政状況等を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの給料月額を減額することにより、行財政改革の推進を顕著なものとするもの 23. 4. 1～</p> <p>給料月額の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額する率</th> <th>減額する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1 0 0 分の 3 0</td> <td>H23. 4. 1～H24. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>1 0 0 分の 2 0</td> <td>H23. 4. 1～H24. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減額する率	減額する期間	市長	1 0 0 分の 3 0	H23. 4. 1～H24. 3. 31	副市長	1 0 0 分の 2 0	H23. 4. 1～H24. 3. 31
	区分	減額する率	減額する期間							
市長	1 0 0 分の 3 0	H23. 4. 1～H24. 3. 31								
副市長	1 0 0 分の 2 0	H23. 4. 1～H24. 3. 31								

内 容							
議 案 番 号	第 1 0 号議案						
議 案 名	安城市教育長の給与の特例に関する条例の制定について						
摘 要	<p>厳しい財政状況等を踏まえ、教育長の給料月額を減額することにより、行財政改革の推進を顕著なものとするもの 23. 4. 1～</p> <p>給料月額の減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額する率</th> <th>減額する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>1 0 0 分の 1 0</td> <td>H23. 4. 1～H24. 3.31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減額する率	減額する期間	教育長	1 0 0 分の 1 0	H23. 4. 1～H24. 3.31
	区分	減額する率	減額する期間				
教育長	1 0 0 分の 1 0	H23. 4. 1～H24. 3.31					
議 案 番 号	第 1 1 号議案						
議 案 名	安城市設備投資促進条例の制定について						
摘 要	<p>中小企業等の設備投資を促進し、経営の体質強化及び地域経済の活性化を図るもの 公布の日～</p> <p>1 支援措置の対象者 (1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人 (2) (1) に準ずる法人で市長が認めるもの (3) 個人</p> <p>2 支援措置の対象となる償却資産 平成 2 6 年 1 月 1 日までに取得する機械、装置、工具、器具及び備品</p> <p>3 支援措置の内容 2 に該当する償却資産の固定資産税の税率を最初の賦課年度から 2 年度間において 1 0 0 分の 0 . 0 7 とする。</p>						
	議 案 番 号	第 1 2 号議案					
議 案 名	安城市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの 23. 4. 1～</p> <p>引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項名の変更 第 5 条中「第 9 条の 3 第 7 項」→「第 9 条の 3 第 8 項」</p>						

内 容	
議 案 番 号	第 1 3 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>緊急の少子化対策としての出産育児一時金の支給額に係る暫定措置 23. 4. 1～ を恒久化するもの</p> <p>出産育児一時金の支給額の改定 附則において平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの経過措置として規定されている支給額を、本則において規定することにより、暫定措置を恒久化する。</p> <p>(1) 規則で定める出産（産科医療補償制度に加入している医療機関における出産等）の場合 3 8 万円 → 4 2 万円</p> <p>(2) その他の場合 3 5 万円 → 3 9 万円</p>
議 案 番 号	第 1 4 号議案
議 案 名	安城市市民参加条例の制定について
摘 要	<p>安城市自治基本条例第 1 4 条の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加の推進を図り、もって市民が主役の自治の実現に寄与するもの 23. 4. 1～</p> <p>1 市民参加の推進についての基本原則</p> <p>2 市民及び市長その他の執行機関の責務</p> <p>3 市民参加の手續についての基本的事項 (1) 市民参加の対象 (2) 市民参加の方法 (3) 市民参加の実施 (4) 市民政策提案手續</p> <p>4 安城市市民参加推進評価会議の設置</p> <p>5 市民参加の実施状況及び実施予定の公表</p>

内 容	
議 案 番 号	第 1 5 号議案
議 案 名	安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
摘 要	<p>自動車駐車場の利用促進のための運用形態の見直し及び花ノ木 町駐車場の廃止に伴うもの</p> <p>1 運用形態の見直し</p> <p>(1) 車両の出入りのできる時間の変更 安城駅西駐車場（東棟及び屋外を除く。） 午前7時～午後10時 → 午前6時～午後10時</p> <p>(2) 定期駐車車両の駐車できる時間の変更 御幸本町駐車場、安城駅西駐車場（東棟及び屋外を除く。）及び新安城駅南駐車場 昼間 午前7時～午後9時 → 午前6時～午後10時</p> <p>2 自動車駐車場の廃止 花ノ木町駐車場</p> <p>1 - 23. 4. 1 ~ 2 - 24. 1. 1 ~</p>
議 案 番 号	第 1 6 号議案
議 案 名	平成 2 2 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 1 7 号議案 ～ 第 2 5 号議案
議 案 名	平成 2 2 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>国民健康保険事業（第 2 号） 土地取得（第 1 号） 下水道事業（第 3 号） 老人保健 事業（第 2 号） 安城北部土地区画整理事業（第 2 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安 城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 3 号） 介護保険事業（第 2 号） 後期高齢者医 療（第 2 号） の 9 会計</p> <p>資料別添</p>
議 案 番 号	第 2 6 号議案
議 案 名	平成 2 2 年度安城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 2 7 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 8 号議案 ～ 第 3 6 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢 者医療の 9 会計 資料別添
議 案 番 号	第 3 7 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 3 8 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 2号調整池築造工事</p> <p>場 所 安城市小川町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>規模 面積 2, 4 2 6 m²</p> <p>容量 8, 4 4 4 m³</p> <p>内容 貯留施設 排水施設ほか</p> <p>契 約 金 額 332, 535, 000 円</p> <p>契約の相手方 安城市池浦町池西 1 0 8 番地</p> <p>株式会社クサカ</p> <p>代表取締役 日 下 成 人</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 2 4 年 4 月 3 0 日</p>
議 案 番 号	第 3 9 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>横断歩道橋設置工事</p> <p>場 所 安城市住吉町地内</p> <p>概 要 形式 鋼床版箱桁</p> <p>規模 橋長 7 4 . 3 m</p> <p>幅員 3 . 0 m</p> <p>契 約 金 額 191, 100, 000 円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区栄四丁目 6 番 5 号</p> <p>株式会社郷鉄工所名古屋支店</p> <p>名古屋支店長 野 村 好 一</p> <p>契 約 の 方 法 条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 2 4 年 2 月 2 9 日</p>
議 案 番 号	第 4 0 号議案
議 案 名	工事協定の変更について
摘 要	<p>平成 1 8 年第 4 回定例会において議決された工事協定の額を変更するもの</p> <p>柿田公園線南進道路鉄道交差事業</p> <p>変更前金額 2, 267, 000, 000 円</p> <p>変更後金額 2, 017, 024, 207 円</p> <p>減 額 249, 975, 793 円</p>

内 容	
議案番号	第41号議案
議案名	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
摘要	<p>一色町、吉良町及び幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入することに伴うもの 23. 4. 1～</p> <p>1 愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する地方公共団体の数の減少 平成23年4月1日をもって一色町、吉良町及び幡豆町が西尾市と合併することにより減少</p> <p>2 広域連合規約の変更 広域連合議員の選挙に係る選挙区を構成する市町村の変更等</p>
議案番号	第42号議案
議案名	西三河地方教育事務協議会を設置する普通地方公共団体の数の減少及び西三河地方教育事務協議会規約の変更について
摘要	<p>一色町、吉良町及び幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入することに伴うもの 23. 4. 1～</p> <p>1 西三河地方教育事務協議会（以下「協議会」という。）を設置する普通地方公共団体の数の減少 平成23年4月1日をもって一色町、吉良町及び幡豆町が西尾市と合併することにより減少</p> <p>2 協議会規約の変更 協議会の委員及び幹事数の変更</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 3 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止 6 路線 2,616.20m</p>
議 案 番 号	第 4 4 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定 3 4 路線 4,418.53m</p> <p>廃止及び認定後の市道 3,793 路線 1,246,514.31m</p>
議 案 番 号	報告第 1 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 498,583円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成22年8月26日 午後3時50分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市横山町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号待ちで停車中の相手方車両に追突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 頭部の挫傷 車体後部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成22年12月20日</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第2号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 354,772円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成22年12月15日 午前7時40分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市根崎町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、碎石で埋めてあった道路陥没箇所を走行した車両が跳ね上げた石が、その後方を走行していた相手方車両に当たったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 フロントガラス、ボンネット等の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市90% 相手方10%</p> <p>5 専決年月日 平成23年2月16日</p>
議 案 番 号	同意第1号
議 案 名	監査委員の選任について
摘 要	<p>議員のうちから選任された委員 石川孝文の辞職（平成23年3月2日）に伴う後任の選任</p> <p>監査委員</p> <p>識見を有する者のうちから選任される者</p> <p>任期 4年</p> <p>定数 1人</p> <p>要件 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者</p> <p>議員のうちから選任される者</p> <p>任期 議員の任期</p> <p>定数 1人</p>
議 案 番 号	同意第2号
議 案 名	公平委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 尾本雅光の任期満了（平成23年5月10日）に伴う後任の選任</p> <p>公平委員会委員</p> <p>任期 4年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者</p>